

那珂市自主防災組織運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時における地域住民による初期対応及び避難体制等の整備強化を図るため、自主防災組織の運営に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、那珂市補助金等交付規則（平成13年那珂町規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象組織)

第2条 補助金の交付の対象となる組織（以下「対象組織」という。）は、自治会を単位として、住民により自主的に結成され、自発的に防災活動を行っている自主防災組織とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる補助対象事業（以下「補助事業」という。）は、自主防災組織運営事業とし、補助対象事業経費及び補助額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする対象組織は、那珂市自主防災組織運営補助金交付申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定通知)

第5条 市長は、補助金の交付を決定したときは、那珂市自主防災組織運営補助金交付決定通知書（様式第2号）により、対象組織に通知するものとする。

(補助事業の内容変更等)

第6条 前条の規定による補助金の交付決定通知を受けた対象組織は、補助事業について、次に掲げる変更をしようとするときは、あらかじめ市長に那珂市自主防災組織運営補助金変更申請書（様式第3号）を提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象事業費の20パーセントを超える増減

(2) 補助事業の内容変更

(補助事業の中止)

第7条 対象組織は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により市長の承認を受けなければならない。

2 対象組織は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、速やかに書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 対象組織は、補助事業が完了した日から起算して15日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、那珂市自主防災組織運営補助金実績報告書（様式第4号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の額の全部又は一部を交付することができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業名	補助対象事業経費	補助額
自主防災組織運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災マップの作成又は見直しに要する経費 ・ 普及啓発資料の作成に要する経費 ・ 防災に関する図書及び映像媒体等に要する経費 ・ 防災訓練に要する経費 ・ 避難行動要支援者支援プラン作成に要する経費 ・ その他自主防災組織の運営に要する経費 	<p>【補助率】 補助対象事業経費の2分の1</p> <p>【補助限度額】 30,000円</p>

※算出された補助額に1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数は切り捨てるものとする。